

令和３年度 第３回行財政改革推進委員会 会議録（要旨）

１ 日 時 令和３年７月１２日（月） １８：２４～２０：２５

２ 場 所 旭川市総合庁舎議会棟第２委員会室

３ 出席者 大森委員，奥山委員，古松委員，長谷川委員，村井委員，靱岡委員
（事務局）総務部行政改革課 片岡部長，松田課長，水沢主任
総合政策部財政課 土岐次長，小澤主幹，佐々木課長補佐，
羽川主査，松友主査，岩本主査
（所管課）保健所衛生検査課 尾崎課長，笠井係長
福祉保険部長寿社会課 登野次長，平島課長補佐
観光スポーツ交流部観光課 北嶋課長，小久保主査，関主任
環境部環境総務課 松野郷次長，相原係長，本多主査

４ 公開・非公開の別 公開

５ 会議資料

次第

資料１－１ 令和３年度補助金等評価表（旭川浴場組合活性化事業費補助金）

資料１－２ 旭川浴場組合活性化事業費補助金について

資料２ 令和３年度補助金等評価表（旭川市高齢者ふれあい入浴事業補助金）

資料３－１ 令和３年度補助金等評価表（（一社）旭川観光コンベンション協会補助金）

資料３－２ 旭川観光コンベンション協会の主な業務等について

資料４ 令和３年度補助金等評価表（旭川市生物多様性保全推進協議会負担金）

６ 議事要旨

(1) 令和３年度行政評価（補助金等の見直し）について

ア 旭川浴場組合活性化事業費補助金について

イ 旭川市高齢者ふれあい入浴事業補助金について

(イ) 説明・質疑応答

所管課から資料に基づき説明した後，質疑応答。概要は次のとおり。

（委員）

いずれの補助金も収入内訳に協議会負担とあるが，何か。

（所管課）

浴場組合活性化事業費補助金の協議会負担は，この事業に当たり各浴場が負担する金額である。なお，組合助成金は，普通浴場が組合に支払う会費を原資として，組合から助成される金額をいう。

（所管課）

高齢者ふれあい入浴事業補助金の協議会負担も同様である。なお，利用者負担は，

事業対象者が1人100円支払う入浴料金を積み上げたもの。具体的な計算例では、入浴料金450円で入浴者数100人の事例で申し上げると、まず利用者と浴場がそれぞれ100円ずつ負担し、残り250円を浴場の規模に応じた負担率で市が負担するイメージとなり、総額45,000円のうち、利用者が10,000円、浴場が17,500円、市補助が17,500円となる。

(委員)

いずれの補助金も次年度繰越が空欄だが、生じないのか。

(所管課)

浴場組合活性化事業費補助金は、スタンプラリー等の事前準備があるが、次年度繰越は生じていない。

(所管課)

高齢者ふれあい入浴事業補助金は、各月の実績から補助金を算定することから、次年度繰越は生じない。

(委員)

平成28年度行政評価の結果にある補助金の統合とはどういうことか。

(所管課)

浴場組合に対する補助金は複数あるため、ひとつにまとめることで効率的に実施できないかということと認識している。

(委員)

市負担額について、浴場組合活性化事業費補助金は一般財源、高齢者ふれあい入浴事業補助金は特定財源である。財源が異なることは統合を妨げているか。

(所管課)

高齢者ふれあい入浴事業補助金の財源は長寿社会生きがい基金であるが、残高は減少してきており、枯渇後は一般財源で要求していくことになる。このため、この件においては、財源が異なることが統合を妨げているとは認識していない。

(イ) 評価

所管課の退室後、評価について協議。概要は次のとおり。

(委員)

公衆浴場は経営難等で減少している。災害時に市民の生活を守る役割も兼ねていることから、公益性の視点からも継続すべきと思う。

(委員)

私の住む地域には多くの公衆浴場があったが、随分と減ったように感じる。公衆浴場は高齢者の憩いの場でもあり、必要と思う。

(委員)

いずれの補助金も必要と思う。昨年度はコロナ禍で、いわゆるスーパー銭湯など規模の大きな公衆浴場も閉館した。こうした中、生活に身近な公衆浴場が果たす役割は大きい。

(委員)

浴場の活性化のための補助金というが、実際には公衆浴場は減少している。この補助金額で目的と合致しているとは思えない。補助金額は適正なのか。資料には浴場数の減少や1軒当たりの入浴客数の維持傾向が記載されているが、こうしたデー

タをより詳細に分析し、補助金の目的どおりの成果が出ているのかという視点から検証すべきでないのか。

(委員)

事業の内容に改善の余地はないのか。若い方は車でスーパー銭湯などに行く。高齢者の利用が多いとすれば、その移動手段として送迎バスの運行を実施してはどうか。

(委員)

加齢とともに行動範囲は狭まる傾向があるため、高齢者の移動手段確保は有効かもしれない。

(委員)

現行の支援を継続しても、公衆浴場の減少傾向は続くと思う。継続的に浴場を利用してもらえるような新しい取組が必要ではないか。

(財政課)

考え方のひとつとして、補助金を統合することで事務を軽減し、節減できた人件費分を事業の充実に用いるなどの方向性もあり得る。

(委員)

補助の対象や目的が異なる場合、簡単には統合できないのではないか。2つの補助金の事務重複等を解消するには、一方を廃止し、もう一方を拡充する方法もある。

(委員)

統合や廃止について、法的には問題ないか。

(財政課)

市の単独施策なので、法的な制約はない。

(委員)

統合をする場合は、補助金の目的として優先するのは公衆浴場の支援ではないか。高齢者の健康維持のサービスは他にもあると思う。

(財政課)

高齢者の入浴に関する施策として、市内複数のいきいきセンターでは、心身の健康保持を目的とする施策もある。この中には、無料入浴も含まれる。

(委員)

浴場組合活性化事業費補助金は浴場組合への支援であり、高齢者ふれあい入浴事業補助金は健康寿命の延長や高齢者の生活向上を目指していることから、目的・趣旨には違いがある。補助の目的と内容を改めて見直すとともに、効率的に事務を執行する視点から統合等の見直しを図るべきである。

ウ (一社) 旭川観光コンベンション協会補助金について

(ア) 説明・質疑応答

所管課から資料に基づき説明した後、質疑応答。概要は次のとおり。

(委員)

積算方法のただし書に、役員報酬・給与手当・福利厚生は100/100以内とあるが、この規定の趣旨はなにか。

(所管課)

公共的な立場から観光振興を推進している機関であることなどを踏まえて、これらの全額を補助対象経費としている。

(委員)

業務内容から専門的な知識を備えた人材が必要であり、そのための人件費を支援するという趣旨は理解できる。

(委員)

(一社)旭川観光コンベンション協会に対する補助金には、旭川観光コンベンション協会補助金、観光ガイドマップ作製補助金、コンベンション誘致推進事業補助金、コンベンション誘致活動運営補助金、旭川観光コンベンション協会管理費補助金と複数ある。函館市・盛岡市の実施状況の記載があるが、これらに相当する旭川市の補助金はいずれか。また、その金額はいくらか。

(財政課)

資料に記載している5つの補助金であり、金額は45,352千円である。

(委員)

旭川市も観光振興に力を入れていることがわかる。しかし、観光入込客数の割には観光客宿泊延数が少ない。旭川市の観光振興における構造的な問題と思うが、どう考えているか。

(所管課)

委員の御指摘のとおり、旭川市は以前から通過型と言われている。こうした中で観光客の市内滞在を増やすよう取り組んでいるところであり、改善傾向にはある。特に観光客の冬期滞在が少ないことから、スキーの振興等により冬期間の観光振興に力を入れている。

(委員)

昨今、オーバーツーリズムが問題視されている。観光振興が順調に進めば対策を考えなくてはならないと思う。

(所管課)

インバウンドの動向を見ながら、外国語での観光PRとセットで考えていきたい。

(4) 評価

所管課の退室後、評価について協議。概要は次のとおり。

(委員)

観光は当たれば大きい。各種学会等の誘致もよい。しかし、美瑛町や富良野市など近隣の観光資源も魅力的であり、観光の振興は簡単ではない。提案型の観光をもっと推進できないか。

(委員)

市が積極的にアイデアを出した成功例のひとつが旭山動物園。新たな観光資源を掘り起こすなど、積極的に観光振興を図る取組を進めることが望ましい。

(委員)

令和2年度決算と令和3年度予算の前年度繰越は増えているが、コロナ禍で予定どおり活動できなかったのだろう。

(委員)

必要な内容を厳選して効果的に事業を進めた結果として繰越金が増えたのであれ

ば、悪いことではない。繰越金にこだわるあまり、繰越金を生じさせないように支出することが目的になってしまうのが一番良くない。

(委員)

官民一体となったオール旭川体制で観光振興を図る必要性は高いことから、補助金は継続すべきだ。ただし、人件費も対象とする補助金ということもあるが、繰越金も考慮して金額の検討はした方がよいと思う。

(委員)

金額の検討に当たっては、コロナ禍で受ける影響も含めて実態を把握してほしい。

エ 旭川市生物多様性保全推進協議会負担金について

(ア) 説明・質疑応答

所管課から資料に基づき説明した後、質疑応答。概要は次のとおり。

(委員)

協議会負担が令和元年度から空欄になっているが、なぜか。

(所管課)

令和元年度から協議会負担がなくなったことによる。

(委員)

外来種の防除は国が行うべきとも思えるが、市が行うことなのか。

(所管課)

特定外来生物であるアライグマやウチダザリガニについて、市が防除実施計画を策定の上、防除に取り組むこととなっている。北海道が指定外来種としたアズマヒキガエルも防除の対象としている。

(委員)

外来種対策の最終的な目標は何か。

(所管課)

完璧に駆除することができればよいが、現実的には捕獲を中心とする対策を継続し、地域の生態系を乱されないことを目標としている。

(委員)

仮に防除できないと、生態系にはどういう影響があるか。

(所管課)

例えば、アライグマは非常に繁殖能力が高い。仮に防除できないとすれば、どんどん個体数を増やし、農業被害や感染症などの人的被害の拡大が懸念される。

(所管課)

アライグマは天敵がいないこともあり、繁殖のスピードが速い。

(委員)

この事業は収入と支出が同額だが、必要経費の実績額に基づき、全額を負担金として支出するのか。

(所管課)

市と関係団体がこの事業のために設置した協議会への負担金。この事業に係る経費の全てを旭川市が負担している。

(イ) 評価

所管課の退室後、評価について協議。概要は次のとおり。

(委員)

対症療法的な対策だけではなく、外来種を市に持ち込ませない予防策が重要だ。市民に外来種対策を周知・啓発していると思うが、予防を強化する視点も重要である。

(委員)

外来種はどんどん増えていくと思う。これまでどおりの対応を継続しても根本的な解決には至らず、累積経費は増えるばかりだ。明確な目標に向かって、集中的に事業拡大するなどの対策をした方が、長期的には費用対効果が高いのではないかな。

(委員)

外来種を一網打尽にできれば理想的だが、旭川市が単独で対策を強化しても、対象の生物が市外に出ると、近隣町村に同じことが起きる。根本的な解決のためには、市が単独で取り組むだけでは不十分であり、周辺自治体とも連携して取り組むことが重要だ。

(委員)

外来種対策では、調査やモニタリングが重要だ。正確な調査で適切に実態を把握してこそ効果的な施策が可能となり、事業成果につながっていく。引き続き、調査検証にもしっかりと取り組み、根本的かつ効果的な取組となるよう検討すべきではないかな。